

高知市テレワーク導入支援事業費補助金実施要領

第1条 この要領は、高知市テレワーク導入支援事業費補助金の交付に関し、高知市テレワーク導入支援事業費補助金交付要綱（令和8年4月1日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 要綱第5条各号に規定する補助対象経費については、別表のとおりとする。

第3条 要綱第7条第1項に規定する補助金交付申請書に添える事業計画書については、別紙1を用いるものとする。

第4条 要綱第14条第1項に規定する補助事業完了後状況報告書については、別紙2を用いるものとする。

2 要綱第14条第1項に規定する市長が別に定める期間は、補助事業の完了した日から3か月とする。

(別表)

| 分類 | 対象品目 | 備考 |
|--------------|------------------------------|---|
| デバイス | ノートパソコン及び附属品 | 当対象品目単体での補助金の申請は不可。 購入のみを補助対象とし、対象品目1台あたりの補助対象経費の上限を20万円とする。 |
| | デスクトップ本体 | |
| | タブレット | |
| ネットワーク | Wi-Fiルーター | 購入費用・リース等による契約・利用料（ただし、リース等による利用料は補助金申請の年度内費用のみ） |
| | Wi-Fiアクセスポイント・中継器 | |
| | Wi-Fiレシーバ（アダプタ） | |
| | リモート電源制御（WOL）機器 | |
| | VPNルーター | |
| | NAS機器 | |
| サーバ | リモートワークに資する物理サーバ設計・設置費 | 購入費用・リース等による契約・利用料（ただし、リース等による利用料は補助金申請の年度内費用のみ） |
| | リモートワークに資する仮想サーバ設計・設置費 | |
| セキュリティ | セキュリティ機器 | 購入費用・リース等による契約・利用料（ただし、リース等による利用料は補助金申請の年度内費用のみ） |
| | ウイルス対策及びエンドポイントセキュリティサービス | |
| リモートワーク用サービス | リモートアクセス及びリモートデスクトップライセンス利用料 | 購入費用・リース等による契約・利用料（ただし、リース等による利用料は補助金申請の年度内費用のみ） |
| | 仮想デスクトップサービス利用料 | |
| IP電話 | IP電話回線等の工事費等 | 購入費用・リース等による契約・利用料（ただし、リース等による利用料は補助金申請の年度内費用のみ） |
| | クラウドPBX等のIP電話に関する各種サービス利用料 | |
| Web会議関係 | Webカメラ | 当対象品目単体での補助金の申請は不可。 購入のみを補助対象とし、対象品目1台あたりの補助対象経費の上限を1万円とする。 |
| | マイク、スピーカー | |
| | イヤフォン、ヘッドフォン、ヘッドセット | |

| | | |
|----------------|-------------------|---|
| Web会議用 サービス | チャットツール利用料 | サービスに関する契約・利用料（ただし、サービスに関する利用料は補助金申請の年度内費用のみ） |
| | Web会議システム（ツール）利用料 | |

附 則

この要領は、令和6年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

（特例）

2 この要領は、この要領の施行の日前に施行された高知市テレワーク導入支援事業費補助金実施要領の一部を改正する要領等についても適用する。

附 則

この要領は、令和8年6月2日から施行する。